

千曲市犯罪被害者等見舞金について

市では、令和5年4月1日以降に犯罪行為により亡くなられた犯罪被害者の遺族又は重傷病を負った犯罪被害者の方へ、一日も早く平穏な日常生活を取り戻すことができるよう、見舞金を給付しています。

対象となる犯罪被害

令和5年4月1日以降に発生した日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（過失犯を除く）による死亡又は重傷病をいいます。

【例：殺人、強盗致死傷、傷害などの故意犯】

対象となる犯罪被害者

- 犯罪行為の発生時において本市に住所がある又は居住していた方
- 犯罪行為による被害に遭った事実が警察等への照会により確認できる方

遺族
見舞金

給付額 **30万円**

● 給付を受けられる遺族

犯罪行為により被害者が亡くなられた時において**第1順位遺族となる方の代表者1名**

● 給付を受けられる範囲と遺族の順位

① 配偶者（事実婚等含む）

※生計維持がある

② 子 ③ 父母 ④ 孫

⑤ 祖父母 ⑥ 兄弟姉妹

※上記に該当しない

⑦ 子 ⑧ 父母 ⑨ 孫

⑩ 祖父母 ⑪ 兄弟姉妹

上記、①～⑪は給付を受けられる遺族の順位

重傷病
見舞金

給付額 **10万円**

● 給付を受けられる方

犯罪行為により重傷病を負った**被害者本人**

● 「重傷病」に該当する方

次のいずれも満たすこと

① 犯罪行為による負傷又は疾病であること

② 療養の期間が1か月以上かつ3日以上入院を要すると診断された方

※精神疾患の場合は療養期間が1か月以上かつ3日以上労務に服せないと診断された方

③ 医師の診断書があること

申請の期限

犯罪行為による被害を知った日から1年以内又は犯罪が発生した日から7年以内

申請に必要な書類

一般的な必要書類を記載しています。
詳しくは、下記相談窓口までお問い合わせください。

遺族見舞金

必ず必要な書類

- ①死亡診断書又は死体検案書
(死亡の事実及び年月日が記載されたもの)
- ②戸籍謄本又は抄本
(亡くなった方との関係及び申請者の氏名、生年月日等が記載されたもの)
- ③申請者の住民票等
(犯罪行為の発生時に、本市に住所がある又は居住していたことを証明するもの)
- ④申請書・申告書

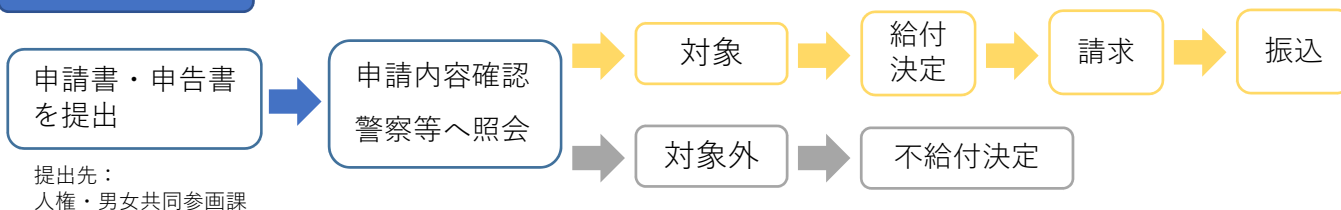
該当する場合、必要な書類

- 事実上婚姻関係と同様の事情にある場合
→ その事実が確認できる書類
(住民票、申述書等)
- 配偶者以外の方が申請する場合
→ 申請者が第1順位であることを証明できる書類(戸籍謄本等)
- 被害者の収入によって生計維持されていた方の場合
→ 犯罪行為が行われたときに被害者の収入によって生計を維持していた事実を確認することができる書類(被害者の収入がわかるもの等)

重傷病見舞金

- ①医師の診断書
- ②申請者の住民票等 (犯罪行為の発生時に、本市に住所がある又は居住していたことを証明するもの)
- ③申請書・申告書

請求の流れ



見舞金の給付対象外となるもの

- 犯罪被害者又は第1順位の遺族が他の地方自治体(長野県は除く)より当該見舞金と同種の給付を受けている場合
- 犯罪被害者または第1順位遺族と加害者との間に3親等以内の親族関係(事実婚を含む)があった場合
- 犯罪被害者が犯罪行為を誘発した場合またはその責めに帰すべき行為があった場合
- 犯罪被害者又は遺族が暴力団員等である場合
- その他の事情から判断して、給付することが社会通念上適切でないと認められる場合

見舞金の返還を求める場合

- 偽りその他の不正の手段により見舞金の支給決定又は支給を受けたとき
- 千曲市犯罪被害者等見舞金給付要綱第6条に該当していることが判明したとき

◆犯罪被害者等総合相談窓口◆

(千曲市役所 健康福祉部 人権・男女共同参画課)

TEL : 026-273-1111 (内線2252・2253)

FAX : 026-273-1924 メール : jinken@city.chikuma.lg.jp